

令和6年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和6年3月21日（木）
開会 午後1時30分 閉会 午後2時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
スポーツ推進室 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣 教育総務課主任 松下晃太郎
- 6 議 事
 - (1) 議案第39号 令和6年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
 - (2) 議案第40号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - (3) 議案第41号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
 - (4) 議案第42号 第2次京丹後市スポーツ推進計画<令和5年度改定版>について
【追加議案 議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号】
 - (5) 議案第43号 京丹後市スポーツ推進委員の委嘱について
 - (6) 議案第44号 行政財産の用途廃止について
 - (7) 議案第45号 京丹後市家庭子ども相談室設置規則の廃止について
 - (8) 議案第46号 キッズプログラミング体験&マネー講座の開催に係る後援について
 - (9) 議案第47号 京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について
- 7 その他
 - (1) 各課報告
 - ①京丹後文化財めぐりマップについて
- 8 会 議 録 別添のとおり（全15頁）
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和6年4月25日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 田村 浩章

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
- 教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
- 子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
- スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣 教育総務課主任 松下晃太郎

〈松本教育長〉

ただいまから「令和6年 第6回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さん、こんにちは。

早いもので、今回の臨時会が令和5年度最後の教育委員会議となります。この1年間、教育委員の皆様には、定例の教育委員会議だけでなく、様々な会議、視察、研修など本当にお世話になり、ありがとうございました。

本年度は、「京丹後市の新たな教育・人材育成の在り方検討会最終まとめ」にもありますように、これまで教育委員会が進めてきた様々な事業等の成果・課題を再確認し、それを踏まえて今後の進むべき方向性を示すことができた一年になったのではないかと感じているところです。来年度は、そうした意味でも重要な年度となりますので、教育委員の皆様にも引き続きどうぞ御支援よろしく願いいたします。

また、日曜日には「はたちを祝う式典」への出席についてもお世話になりました。本年度から実行委員形式での企画・運営を取り入れることで、はたちの若者たちの思いも生かした式典になったのではないかと思います。今後は教育委員会が主催します他の事業等にもできるだけ、当事者等の思いや考えも受け止めながら進めていく必要があると感じているところです。

本日は、「令和6年度京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について」をはじめ追加議案を含め9議案の審議を予定しています。

どうぞよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第39号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第39号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第39号について同意)

〈松本教育長〉

これより会議を公開といたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第40号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第40号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、主に市組織条例の改正により、令和6年4月1日にこども部が設置されることに伴うもの、また学校教育課において「新たな教育・人材育成の在り方 まとめ」に関する取組みなどを本格的に推進するに当たり、係名、事務分掌を見直すことなどから、所要

の改正を行うものです。

4 ページ、新旧対照表ご覧ください。

第2条の表中、課・系の規定の中で、「新たな教育・人材育成の在り方 まとめ」に関する取組みなどを本格的に推進するために、学校教育課に新たに「学びの変革推進係」を設置するとともに、現行の「企画振興係」を「教育振興係」に改めます。加えて、市組織条例の改正によるこども部の設置に伴い「子ども未来課」の業務を市長部局に移すことから、子ども未来課の項を削ります。

次に、第3条で教育総務課庶務係の事務分掌、(ウ)に幼稚園の設置を加えます。これは、これまで子ども未来課の事務分掌にあったものですが、今後、仮に幼稚園が設置されることがあれば、教育委員会が設置することになることから、教育総務課の事務分掌に加えるものです。

次に、学校教育課では、各系の事務分掌を、実態に即した内容、表記に一部変更するとともに、6 ページのウで新たに「学びの変革推進係」として(ア)から(キ)の事務分掌を加えています。

最後に、附則として、施行日は令和6年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第40号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第40号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第41号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第41号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」を説明させていただきます。

改正の概要ですが、既存の規程においては、電子計算機に記録された電子印と印影印刷の区分が不明確である規程となっているため「電子印」を「電子公印」に改め、不足する条項を加える改正を行うとともに、新たに地域公民館、社会体育施設の利用予約、料金支払いなどをオンラインでできるシステムを運用するため、電子公印を使用するための所要の改正を行うものです。

それでは、11ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条（定義）の第2号で現行の「電子印」を「電子公印」に改め、「教育委員会が指定する電子計算機に記録され、第7条第3項の電子公印台帳に登録された記号で、第4条に規定する公印に代わるものをいう。」と改めています。

次に、第5条では電子公印の名称、ひな形等を、第7条で電子公印の管理、第10条で電子公印取扱責任者をそれぞれ規定しています。

以下については説明を省略しますが、同様の趣旨で文言や様式等を改めているものです。

最後に、附則として、施行日を令和6年3月21日としています。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第41号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第41号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第42号「第2次京丹後市スポーツ推進計画〈令和5年度改定版〉について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第42号「第2次京丹後市スポーツ推進計画〈令和5年度改定版〉について」を説明させていただきます。

本計画は、策定から5年を経過することから、中間見直しを行うものです。

去る令和6年1月4日開催の教育委員協議会において、本計画の素案を説明させていただいたところですが、その後、内部での整理等を行い、最終案を策定しましたので、承認をお願いするものです。

詳細は、生涯学習課スポーツ推進室長から説明をさせていただきます。

〈下戸スポーツ推進室長〉

少しお時間をいただきまして、第2次京丹後市スポーツ推進計画〈令和5年度改定版〉について説明させていただきます。

参考に、概要版をお配りしています。

今回、この計画は中間見直しをし、令和9年度までの計画となっています。

本日はこれまでの前期の施策を評価し、課題の整理を踏まえ、見直しました要点のみを御説明させていただきます。

それでは計画の24ページをご覧ください。

第3章「基本的な考え方」、基本理念につきましては、今回変更していません。「市民が楽

しみ ともにつくる スポーツのまち」を基本理念とし、スポーツ施策を推進し、スポーツを通じて、京丹後市のさらなる活性化を図ることとしています。

計画の目標ですが、7つの目標を掲げています。これまで4つの基本方針にそれぞれ1つの数値目標を掲げていましたが、今回新たに3つの数値目標を追加しています。

追加した目標の1点目は、2番の「青少年スポーツ教室の参加率」です。1番の「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は成人のみの実施率となっていますので、今回子どものスポーツの実施率を追加しています。令和4年度につきましては、青少年スポーツ教室は64教室開催しており、小中学生が1,282人参加をしています。現状35.3パーセントの参加率であり、令和9年度の数値目標については45パーセントとしています。

あとの2点の追加目標ですが、競技力向上の指標を追加しています。3番の「世界大会・全国大会出場者数」5番の「京丹後市総合スポーツ大会参加者数」を追加しています。

「世界大会・全国大会出場者数」は小中高生を対象としています。毎年、3名ずつの増を見込み、令和9年度の目標数値は65人としています。

また、「京丹後市総合スポーツ大会参加者数」につきましては、これまでの総体、町対抗からスポーツ大会に変わったことにより、誰でも、何競技でも出場することができるようになっていきます。市民1人ひとりがスポーツ競技力を向上させること、また、競技スポーツにもっと取り組んでいただきたい、あわせてスポーツ人口が増えることを目的に、追加目標としています。令和9年度の目標数値は1,400人としています。

次に、25ページ、26ページをご覧ください。

今回、基本方針と基本施策についても変更はしていません。

基本施策の中の具体的な取組み、26ページの右端の項目ですが、こちらを今回の見直しで整理し、追加等をしています。新たに追加しました、具体的な取組みをピックアップして説明させていただきます。

27ページをご覧ください。

具体的な取組みになります。まず、基本方針1の「ライフステージに応じたスポーツ施策の推進」です。

基本施策(1)の中で、市民がどこでも気軽にスポーツを楽しむという点で、今回、地域等、それから運動という言葉を追加しています。身近な地域などでスポーツに親しみ、健康づくりに関心を高めていただくために、運動・スポーツに触れ合う場づくり、またきっかけづくりに取り組むことを挙げています。

これまでから各地域にスポーツ推進委員がおり、年間を通じて、ニュースポーツ教室などのスポーツの機会を提供しています。引き続き、スポーツ活動に取り組むこととしています。

次に、28ページ基本施策(3)子どものスポーツです。生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するためには、小さいときから、特に地域においても、スポーツに触れ合う機会の提供が必要ですし、運動・スポーツに苦手意識のある子どもでも気軽に参加できるような、イベントなどの開催をすることを挙げています。

次に、29ページ、学校体育との連携としましては、少子化に伴い、運動部活動種目が減

少する中、土日の部活動の地域移行を検討及び推進することを追加しています。

次に、基本施策（４）では、法人化しました京丹後市スポーツ協会が市のスポーツ振興の中心的な組織です。スポーツ団体の活動の充実としまして、スポーツ協会が中心となり、地域スポーツの振興に取り組むことを追記しています。また、障害者スポーツにつきましてはパラスポーツの体験会や市陸上大会など、障害のある方が参加可能な事業は開催をしていますが、現状、参加がない状況がありますので、まず、障害者スポーツを推進するために、障害者団体との連携を図ることを挙げています。

次に、３０ページをご覧ください。

基本方針２「スポーツ競技力の向上」です。

基本施策（１）では、ジュニア世代の競技力向上としまして、青少年スポーツ教室等による競技人口の拡大を図ることや、ジュニアアスリートを育成するための支援を継続することを挙げています。また、市スポーツ協会が中心となって、競技スポーツの振興、市の総合スポーツ大会や府民総体の参加など、活動の充実に取り組むことを追加しています。

基本施策（２）では、指導力の向上としまして、指導者育成のための研修会や講習会等の参加への支援に取り組むことを挙げています。

次に、３２ページをご覧ください。

基本方針３「スポーツ・レクリエーションの環境の整備・充実」です。

基本施策（１）では、市内には現在スポーツ施設が７１施設ありますが、老朽施設が増えているのも現状です。利用頻度も見ながら、市内全体のバランスを考慮した適切な配置、また、施設・設備の維持、修繕などに取り組むことを挙げています。

新たなスポーツ施設などの整備につきましては、各種大会の誘致を推進するために、検討も必要ですし、市民のニーズに即したスポーツ・レクリエーション施設などについても検討推進を追加しています。

次に３４ページ、基本方針４「スポーツ観光のまちづくり」です。

基本施策（１）では、豊かな地域資源と四季を通じて様々なスポーツやレクリエーション活動が体験できる環境を活かしたスポーツ事業に取り組むことを挙げています。

基本施策（２）では、広報誌やホームページ、SNS等により、情報発信に取り組むこと、また、次のページ３５ページの基本施策（３）では、ワールドマスターズゲームズが２０２７年に開催されることが決まっていますので、国内外へ向けた情報発信やスポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムによる交流人口の拡大を図ることを挙げています。

最後に、３６ページの第４章「計画の推進に向けて」については、審議会の中でも、市役所内の連携が不十分ではないかとか、スポーツ協会、青少年スポーツ協会、スポーツ推進委員会だけでなく、地域や、他の団体、小中学校、障害者団体、高齢者団体などとも連携が必要ではないかという意見もいただいております、計画の推進体制の整備については変更はありませんが、３７ページのイメージ図のように、連携を図りながら、協働した取組みを積極的に実施していくこととしています。

説明は以上となります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第42号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。
議案第42号「第2次京丹後市スポーツ推進計画〈令和5年度改定版〉について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、追加議案5件を準備しています。
初めに、会議の非公開についてお諮りします。
議案第43号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第43号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第43号について同意)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

<松本教育長>

次に、議案第44号「行政財産の用途廃止について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第44号「行政財産の用途廃止について」を説明させていただきます。

京丹後市立吉野小学校が、学校適正配置により令和6年3月31日をもって閉校となることから、同校の管理棟及び教室棟、給食棟、プール付属室につきまして、教育財産としての用途を廃止するものです。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第44号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第44号「行政財産の用途廃止について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第45号「京丹後市家庭子ども相談室設置規則の廃止について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第45号「京丹後市家庭子ども相談室設置規則の廃止について」を説明させていただきます。

令和6年度からのこども部創設に合わせ、現在教育委員会子ども未来課内に設置しています「家庭子ども相談室」を、こども部では「こども家庭相談室」と名称を変更し、その機能を引き継ぐこととしています。

これに伴い、当該規則を本年3月末をもって廃止するもので、4月からは、当該規則に代わるものとして、市長部局において、京丹後市こども家庭相談室設置要綱を新たに制定することとしています。

以上、御審議のほどよろしくをお願いします。

<松本教育長>

議案第45号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第45号「京丹後市家庭子ども相談室設置規則の廃止について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第46号「キッズプログラミング体験&マネー講座の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第46号「キッズプログラミング体験&マネー講座の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業は、ママラボ南丹が主催する事業で、「プログラミングを通じて子どもたちの好奇心と、論理的思考を育て、大人たちの金融リテラシー向上に寄与し、日本の明るい未来を創造する」ことを目的としてキッズプログラミング体験とマネー講座を実施するというものです。

対象は京丹後市在住の4歳から10歳のお子さんと保護者となります。チラシ配布により募集を行う予定で、市内小学校での配布を希望されています。

開催日時は、令和6年6月23日日曜日、10時00分から15時30分まで、開催場所は峰山地域公民館です。

申請者は、ママラボ南丹の代表者 西岡美紀 氏です。

広く市民福祉の向上または市政の推進に寄与する事業として後援するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

<松本教育長>

議案第46号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

記憶が間違っていたらすみません。前回の会議でこれは承認しないということになっていた事業だったと思いますが、再度申請があつての承認ということでここに議題として出てい

るということの違いを教えてください。

<引野教育次長>

前回不承認で報告させていただいた事業と内容が類似していますが、別の団体が主催する事業で、申請者も主催団体も前回不承認いただいたものとは異なります。

前回、不承認をいただいた案件については、民間の事業所が主催するものでしたが、今回は任意団体といいますか、そういう団体が主催されるということで、主催者がまず異なっているということです。

<西村教育総務課長>

少し補足させていただきます。前回、3月定例会の際に不承認の報告をさせていただきましたプログラミングラボにつきましては、与謝野町にある学習塾のほうで、一私企業が主催をされるといった中で、不承認というようなことにしています。

今回につきましては、任意の団体ということです。考え方の中で、一私企業、一個人の主催するものについては、基本的には不承認というような市の方針がありますので、その中で、前回については一私企業ということで、不承認。今回については、団体ということもありますし、他の市町での後援実績もあるということです。今回、承認ということで整理をさせていただいているところです。

<野木委員>

分かりました。内容的には、前回もこの団体が提案してるものも、そんな大きく違ってないということですよね。

<西村教育総務課長>

内容的には、どちらも無料ということですし、ペーパー上、大きな違いはないというようなところです。

<野木委員>

ここに上げてくる団体が基本的に任意の団体なのか、そうじゃないのかということでの理由ということが分かりました。そのことに関してはもう質問するつもりはありません。分かりました。

〈松本教育長〉

そのほか何か、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

それではお諮りをいたします。

議案第46号「キッズプログラミング体験&マネー講座の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第47号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第47号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

3ページ新旧対象表をご覧ください。

京丹後市指定文化財等補助金は、指定文化財等の所有者を対象に、文化財の適正な保存のために実施する事業に対して支援するものですが、現行の当該交付要綱には失効期限が規定されており、平成36年、令和6年3月31日に失効することになっています。

そのような中、令和4年度に京丹後市文化財保存活用地域計画が策定され、計画に基づき、文化財の保存と活用を、令和5年度から令和9年度までの5年間実施すると定めていることから、今後も継続的に市内文化財の保存について支援を継続するため、当該交付要綱の効力期間を、計画の終期に合わせて令和10年3月31日までに改正するものです。

なお、附則で施行期日は、令和6年3月30日としています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第47号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第47号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

(1) 各課報告

<文化財保存活用課>

① 京丹後文化財めぐりマップについて

<松本教育長>

そのほか何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第6回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後2時40分>

[4月定例会 令和6年4月1日(月) 午後4時00分から]